# 募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2020年11月20日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所JASDAQスタンダードへの上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

- 1. 公募による募集株式発行の件
- (1) 募集株式の数当社普通株式 200,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(2020年12月7日開催予定の取締役会で決定する。)
- (3) 払 込 期 日 2020年12月24日(木曜日)
- (4) 増加する資本金及び 増加する資本金の額は、2020年12月16日に決定される予定の 資本 準備 金 引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき に 関する 事項 算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算 の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げ るものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等 増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募集 方法 発行価格での一般募集とし、野村證券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (6)発 行 価 格 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上 の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を 勘案した上で、2020年12月16日に決定する。)
- (7) 申 込 期 間 2020年12月17日(木曜日)から 2020年12月22日(火曜日)まで
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 株式受渡期日 2020年12月25日(金曜日)
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後 の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

- 2. 引受人の買取引受による株式売出しの件
- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 200,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数 岡山市北区

石井 滋久 152,600 株

岡山市北区

石井 恵美子 26,800 株

岡山市北区

石井 滋雅 16,200 株

岡山市北区津島東四丁目 15番 20-3

有限会社エス・イー

4,400 株

- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社、株式会社 SBI証券、みずほ証券株式会社、SMBC日興証券株式会社 及び楽天証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取 引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。
- 3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件
- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 60,000株(上限)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目 13番1号 野村證券株式会社 60,000株(上限)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1. における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7)株式受渡期日上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。
- 4. 第三者割当増資による募集株式発行の件
- (1) 募集株式の数当社普通株式 60,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(上記1. における払込金額と同一とする。)
- (3) 申 込 期 日 2021年1月22日(金曜日)
- (4) 払 込 期 日 2021年1月25日(月曜日)
- (5) 増加する資本金及び 増加する資本金の額は、2020年12月16日に決定される予定の割 資本準備金 当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき

- に関する事項 算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6)割 当 方 法 割当価格で野村證券株式会社に割当てる。なお、割当価格が 募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中 止する。
- (7) 割 当 価 格 未定(上記1.における引受価額と同一とする。)
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3. に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第 三者割当増資も中止する。

# 5. 親引けの件

上記2. の引受人の買取引受による株式売出しに当たり、当社は、野村證券株式会社に対し、引受株式のうち、20,000 株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への 配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実 質的に類似する行為を含む。)であります。

# 【ご参考】

- 1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要
- (1) 募集株式の数及び売出株式数
  - ①募集株式の数普通株式200,000株
  - ②売 出 株 式 数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 200,000 株 オーバーアロットメントによる売出し 60,000 株

(**※**)

- (2) 需要の申告期間 2020年12月9日(水曜日)から 2020年12月15日(火曜日)まで
- (3) 価格決定日2020年12月16日(水曜日) (発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 募集・売出期間 2020年12月17日(木曜日)から 2020年12月22日(火曜日)まで
- (5) 払 込 期 日 2020年12月24日(木曜日)
- (6) 株式受渡期日 2020年12月25日(金曜日)
- (※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の 買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。 したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示した ものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村證券株式会社が当社株主である石井滋久(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2020年11月20日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村證券株式会社は、2020 年 12 月 25 日から 2021 年 1 月 19 日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

# 2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現 在 の 発 行 済 株 式 総 数 1,968,000 株 200,000 株 200,000 株 第三者割当増資による増加株式数 60,000 株 (最大)増加後の発行済株式総数 2,228,000 株 (最大)

### 3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額391,120千円(\*)は第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額上限120,336千円(\*)と合わせて、設備資金として①商品開発投資224百万円と②社内デジタル化推進63百万円の合計287百万円に、運転資金として③既存商品・サービスの機能向上推進93百万円に充当する予定であります。

具体的には、以下のとおりであります。

①商品開発投資には、クラウドを活用した新商品・サービスの開発費として 104 百万円 (2021年9月期に 104 百万円)、システムの利便性向上を目的に AI (人工知能)機能及びこれに付随したデータ分析・顔認証を活用したシステム開発費として 120 百万円 (2023年9月期に 120百万円)を、②社内デジタル化推進には、ハードウェア面の補強費用 13 百万円 (2021年9月期3百万円、2022年9月期10百万円)、社内ペーパーレス化推進の販売管理システム構築資金として 50百万円 (2022年9月期に 50百万円)を、③既存商品・サービスの機能向上推進としては、インフォームドコンセント機能の拡充を中心として 2021年9月期に 23百万円を、2022年9月期に 70百万円を予定しております。

また、残額が生じた場合には、将来における広告宣伝費及び販売促進費や事業拡大のための運転資金に充当する方針であります。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

\*有価証券届出書提出時における想定発行価格 2,180 円を基礎として算出した見込額であります。

# 4. 株主への利益配分

#### (1) 利益配分の基本方針

当社は、継続的かつ安定的な株主還元の実施を基本方針として、将来的な事業展開及び経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、業績及び配当性向を総合的に勘案して剰余金の配当額を決定しております。

### (2) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、事業拡大及び研究開発を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今回の増資後、増配又は株式分割等を行うことにより、積極的に株主への利益還元を実施いたしたいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

### (4)過去の3決算期間の配当状況

	2017年9月期	2018年9月期	2019年9月期
1株当たり当期純利益	2,964.54 円	178. 24 円	120.64 円
1株当たり配当額			
普 通 株 式	500.00円	500.00円	500.00円
(1株当たり中間配当額)	(一 円)	(一 円)	(一 円)
A 種 類 株 式	1,000.00円	一 円	一 円
(1株当たり中間配当額)	(一 円)	(一 円)	(一 円)
実績配当性向	16.9%	11.7%	17.3%
自己資本当期純利益率	17.8%	14.3%	10.1%
純 資 産 配 当 率	2.2%	1.9%	1.7%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
  - 2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本 (期首・期末の平均) で 除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産 (期首・期末の平均) で除した数値であります。
  - 3. 当社は、2020 年7月 31 日付で普通株式1株につき 24 株の割合で株式分割を行っておりますが、2018 年9月期の期首に当該分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。
  - 4. 上記3. の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2017年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2017年9月期の数値(1株当たりの配当額については全ての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2017年9月期	2018年9月期	2019年9月期
1株当たり当期純利益	123. 52 円	178. 24 円	120.64 円
1株当たり配当額			
普 通 株 式	20.83 円	20.83 円	20.83 円
(1株当たり中間配当額)	(一 円)	(一 円)	(一 円)
A 種 類 株 式	41.67 円	一 円	— 円
(1株当たり中間配当額)	(一 円)	(一 円)	(一 円)

#### 5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行並びに上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、売出人かつ貸株人である石井滋久、売出人である石井恵美子、石井滋雅及び有限会社エス・イー並びに当社株主である猪子久美子、河野圭哉、上山政己、丹賢史、髙橋睦治、山﨑武恆、澤田盛繁、福井五郎、辻啓一及び渋谷泰弘は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の2021年3月24日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、上記2.の引受人の買取引受による株式売出し及び上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社株主である東和ハイシステム社員持株会は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2021年6月22日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2021年6月22日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、上記1.の公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2020年11月20日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部 若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

### 6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の 充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が 行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び 社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店 頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配当」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上